

〈新規〉多機関の協働による包括的支援体制構築事業

健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

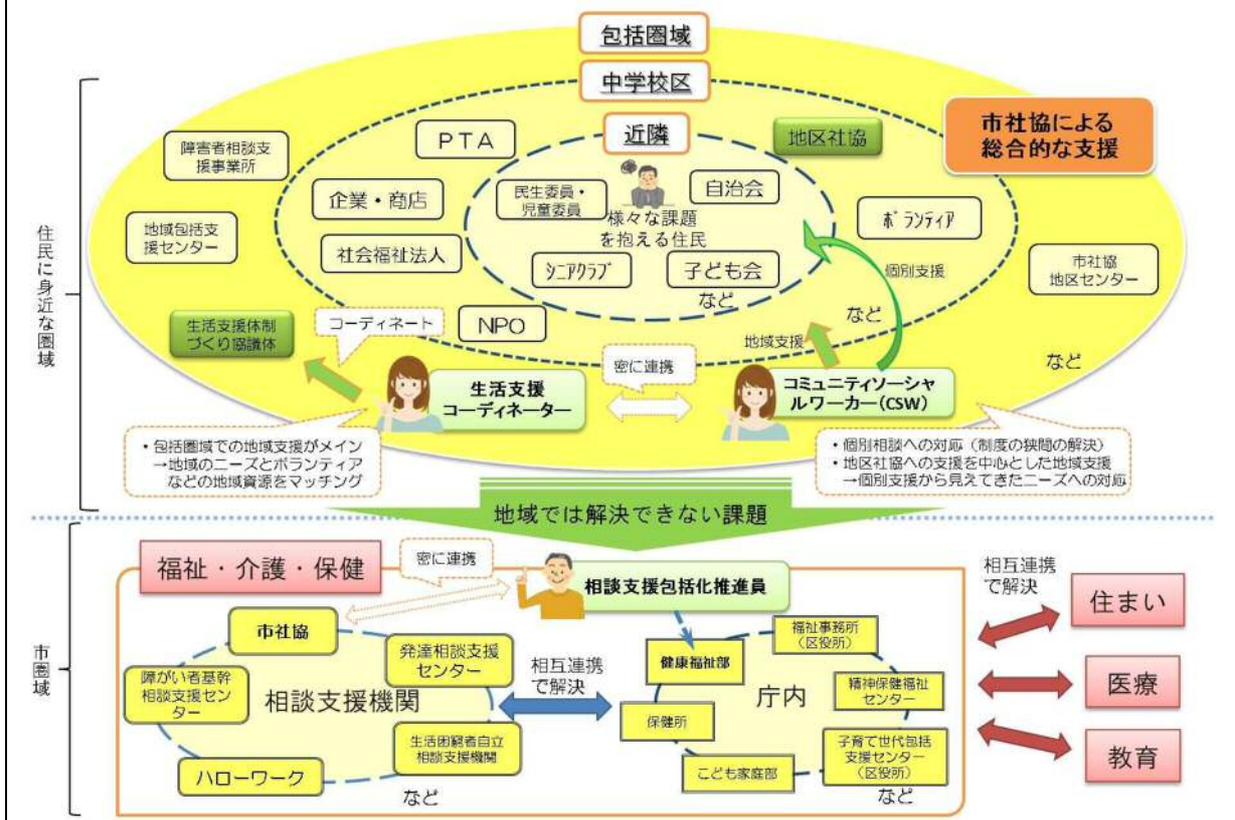
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	7,813	5,859	0	0	1,954

※人件費職員 210,219 千円の一部、地域福祉活動推進事業 1,634 千円の一部の合計

目的	地域では対応が難しい複雑な課題解決のため、福祉総務課に相談支援包括化推進員を1名配置し、相談支援機関と行政が連動して課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築する。
背景	平成29年6月に改正社会福祉法が公布され、地方自治体には育児、介護、障害、貧困、またこれら複合的な課題を抱えた世帯全体を地域で受け止める総合的な相談支援体制づくりが求められている。
事業内容	<p>1 相談支援包括化推進員の配置 7,226 千円 2 に挙げる事業を推進するコーディネーターを配置</p> <p>2 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築 587 千円 課題困難な個別相談への対応、相談支援包括化ネットワークの構築、相談支援包括化推進会議の開催、自主財源の確保のための取り組み、新たな社会資源の創出</p>

様々な課題を抱える住民を取り巻く包括的な相談支援体制のイメージ



(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	82,452	10,000	0	40,000	32,452

目的	市社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業に対して負担金を交付し、地区社協の活動支援や多機関との連携による包括的支援により、地域の様々な福祉課題を解決につなげる体制を構築する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や各種福祉施策の制度の狭間にある人への支援が地域社会の大きな課題となっている。 ・要支援者に対する新規相談件数 H29：496件（H28：335件、161件増）。
事業内容	<p>平成31年度は2人増員し、計12人の配置を支援することで次の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多機関との協働による包括的支援体制の構築 2 各種福祉施策の制度の狭間にある要支援者への対応 3 要支援者に対する見守り・発見・つながりのネットワークづくり 4 地区社協を中心とした地域への働きかけと活動支援 5 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

〈〈コミュニティソーシャルワーカー（CSW）3つの役割〉〉



〈拡充〉 成年後見制度利用促進事業

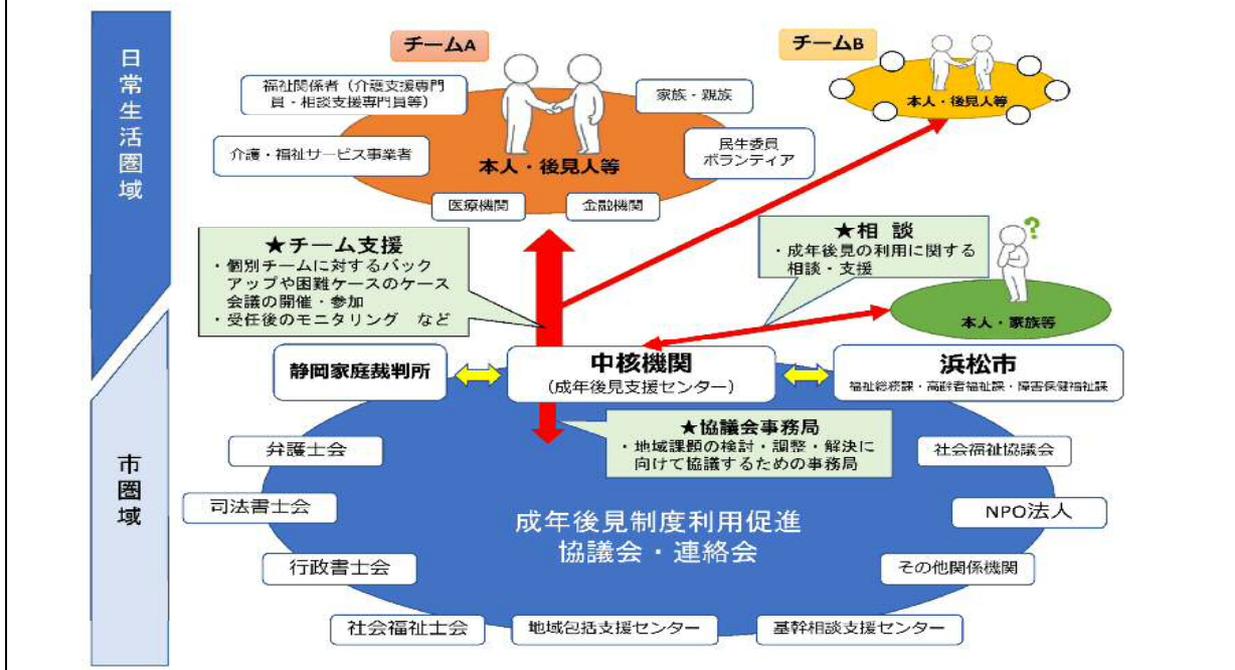
健康福祉部福祉総務課
電話:457-2326

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	15,057	1,067	0	0	13,990

目的	司法や社会福祉の専門職団体など関係機関と連携して、本市における成年後見制度の利用を促進し、認知症高齢者や障がい者等の権利擁護を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 4 月に成年後見制度利用促進法が成立し、市には、基本計画の策定や合議制機関の設置など、成年後見制度の利用促進の取り組みが努力義務とされた。 平成 29 年度より、弁護士や NPO 法人などで構成する成年後見制度利用促進連絡会を設置し、平成 30 年 4 月から市社会福祉協議会へ委託し専門職による無料相談事業を開始した。
事業内容	<p>1 成年後見支援センター事業 14,331 千円 成年後見制度の利用促進の中核となるセンターを浜松市福祉交流センター内に開設し、地域の支援者等関係機関との連携により、認知症高齢者や障がい者が適切に制度を利用することができるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職相談会、普及啓発、成年後見制度利用促進協議会の運営 <p>2 (新規) 人材育成事業 726 千円 市民後見人の養成、成年後見人等受任のための体制づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民後見人養成講座の開催 養成講座修了者へのフォローアップ

●中核機関を中心とした地域連携ネットワークのイメージ



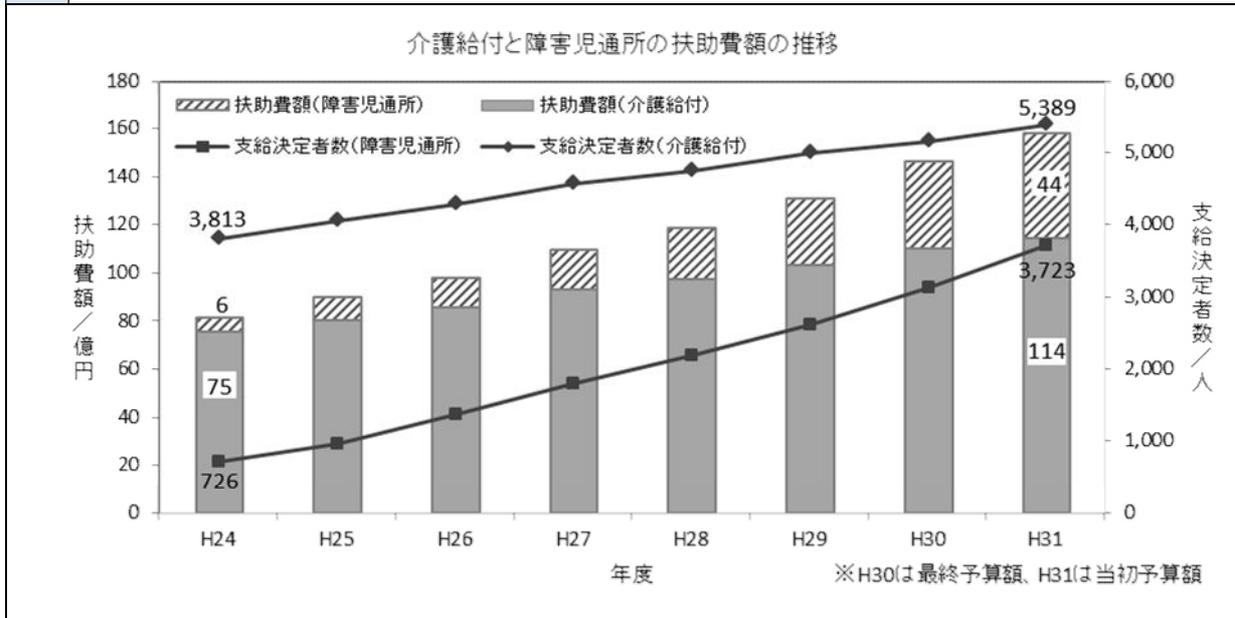
障害者（児）自立支援給付事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話：457-2034

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	17,723,628	12,946,144	0	0	4,777,484

目的	障がいのある人に能力及び適性に応じた必要な障害福祉サービス等に係る給付を行うことで、自立した日常生活又は社会生活を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の重度化・高齢化によりサービス需要が多様化し、障がいのある人が地域で生活していくために、在宅生活を支援するサービスの需要増加が見込まれる。 「親なき後」を見据えて、グループホーム等の生活の場の充実が必要となっている。
事業内容	<p>1 障害者総合支援法</p> <p>(1) 介護給付等事業 11,457,849 千円</p> <p>ア 障害に起因する日常生活上継続的に必要な介護支援(居宅介護、生活介護など)</p> <p>イ 地域で生活を行うための訓練的支援(自立訓練、就労移行支援など)</p> <p>ウ サービス利用や地域生活の相談支援(計画相談支援、地域定着支援など)</p> <p>(2) 自立支援医療事業 1,795,911 千円</p> <p>障害に関する治療、手術、通院等に係る医療費負担の軽減(更生医療、精神通院医療など)</p> <p>(3) 補装具費支給事業 100,502 千円</p> <p>身体機能を補う用具の購入、修理に要した費用の支給(義肢、車椅子など)</p> <p>2 児童福祉法</p> <p>(1) 障害児通所支援事業 4,369,366 千円</p> <p>発達に課題のある子どもに集団生活への適応訓練とその他必要な療育支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)</p>



(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	4,369,366	3,268,528	0	0	1,100,838

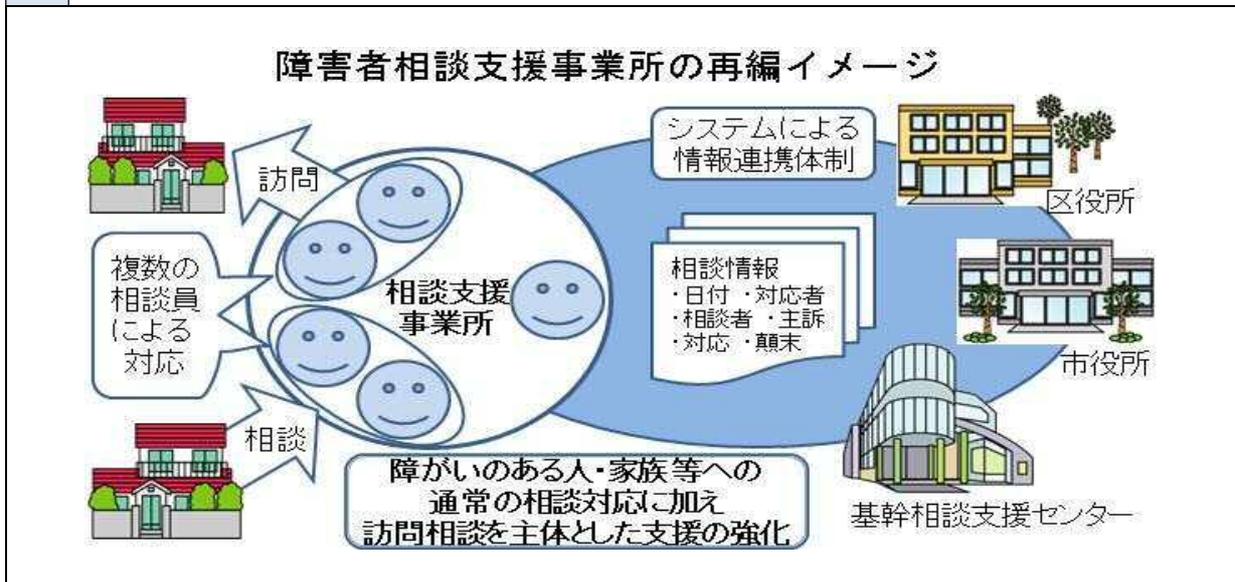
目的	施設への通所等にかかる費用を支給することで、障がいのある子どもの福祉を増進する。																																						
背景	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対する早期療育が重要であり、各々の特性に合わせた適切な療育や訓練を提供する通所支援サービスの需要が増加。 事業所数及び1日当たりの定員数の推移（各年度3月末時点） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> <tr> <th colspan="3">実績</th> <th colspan="2">見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童 発達支援</td> <td>事業所数（箇所）</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>28</td> <td>36</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>定員（人）</td> <td>329</td> <td>369</td> <td>460</td> <td>540</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放課後等 デイサービス</td> <td>事業所数（箇所）</td> <td>47</td> <td>70</td> <td>83</td> <td>91</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>定員（人）</td> <td>534</td> <td>759</td> <td>868</td> <td>948</td> <td>1,038</td> </tr> </tbody> </table>	区分		H27	H28	H29	H30	H31	実績			見込		児童 発達支援	事業所数（箇所）	17	21	28	36	46	定員（人）	329	369	460	540	640	放課後等 デイサービス	事業所数（箇所）	47	70	83	91	100	定員（人）	534	759	868	948	1,038
区分				H27	H28	H29	H30	H31																															
		実績			見込																																		
児童 発達支援	事業所数（箇所）	17	21	28	36	46																																	
	定員（人）	329	369	460	540	640																																	
放課後等 デイサービス	事業所数（箇所）	47	70	83	91	100																																	
	定員（人）	534	759	868	948	1,038																																	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 児童発達支援 1,072,327千円 発達に課題のある就学前の子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練、その他日常生活上の支援等を提供 放課後等デイサービス 2,983,298千円 就学中の障がいのある子どもに対する自立促進及び居場所づくりの推進のため、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供 保育所等訪問支援 15,887千円 支援対象となる障がいのある子どもが通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を実施 障害児相談支援等 297,854千円 通所サービス利用にあたり、必要となる障害児支援利用計画案を作成するとともに、定期的に障害児通所支援の利用状況を検証 																																						
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>1 児童発達支援</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>2 放課後等デイサービス</p> </div> </div>																																						

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	17,509	7,274	0	0	10,235

※相談支援事業 198,025 千円の一部

目的	障がいのある人の自立した日常生活を支援するため、相談支援事業所を再編し、相談支援体制を強化する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の重複化や家族の高齢化などにより、相談内容が多様化・困難化する中、各障害種別に対応可能な人材の配置や訪問相談を主体とした支援が求められている。 ・ 相談情報は 15 か所の事業所がそれぞれに管理しており、相談業務の実施にあたり情報の取得・共有や連携に非効率な状況にある。
事業内容	<p>1 相談支援事業所の再編 地域包括支援センターの担当圏域を踏まえ、事業所数と相談員を集約することで、多様化・困難化する相談に対応可能な体制を確保し、訪問相談を主体とした機能を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再編時期 平成 32 年 4 月 1 日 ・ 債務負担行為 事項 障害者相談支援業務委託費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間 平成 31 年度から平成 34 年度まで ・ 限度額 506,670 千円 <p>2 情報連携システムの構築 障害福祉に関する相談情報を電算システムにて一括管理・共有し、将来的には地域包括支援センターとも連携した複合的なケース相談へ対応できる体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム導入時期 平成 31 年 12 月 ・ システム開発経費等 17,509 千円



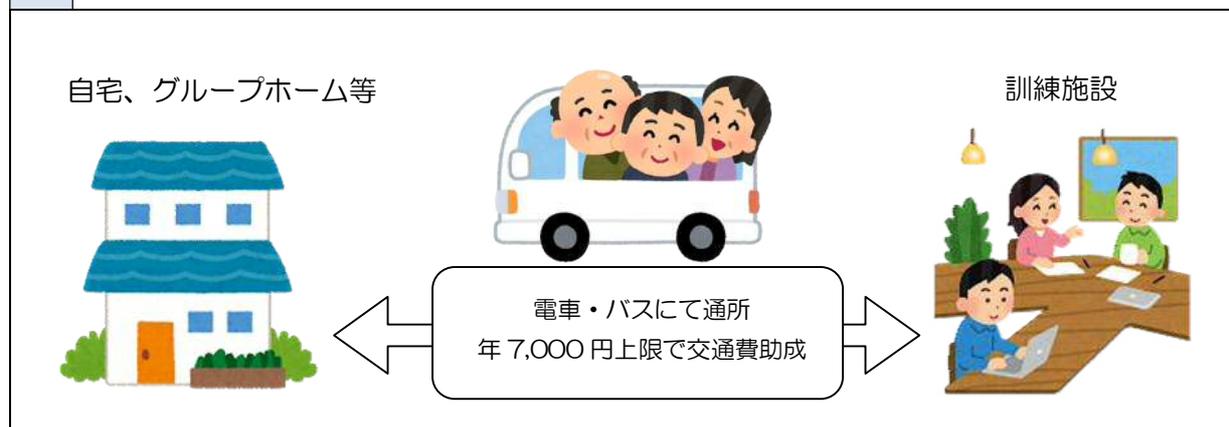
〈新規〉 障害者施設通所支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2864

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	4,018	0	0	0	4,018

目的	訓練施設に通所している障がいのある人へ交通費の一部を助成し、自立した地域生活移行を支援する。
背景	親の高齢化や親なき後を見据えた障がいのある人の地域生活への移行が必要となり、日中活動の場となる訓練施設への通所利用を促進し、自立を支援する必要がある。
事業内容	<p>訓練施設へ通所している障がいのある人に対して、交通費の一部を助成する。</p> <p>1 対象者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している者 ・外出支援事業のバス・タクシー券等の交付を受けた者、通所事業所より通勤手当の支給を受けている者は対象外 <p>2 補助上限額及び対象者数 年間 7,000 円/人、対象者数 574 人（平成 30 年 4 月時点）</p> <p>3 通所方法 電車・バス ※タクシーは対象外</p> <p>4 対象サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 身体介護や生産活動等の機会を提供 ・自立訓練 身体機能の向上等に対する訓練の提供 ・就労移行支援 一般企業への就労希望者へ訓練を提供 ・就労継続支援 福祉就労に対する継続支援の提供 ・地域活動支援 社会参加を目的に通所し創作活動等を提供

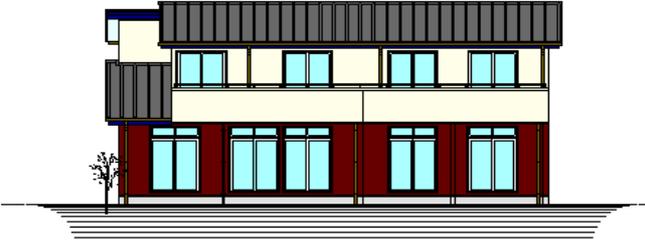
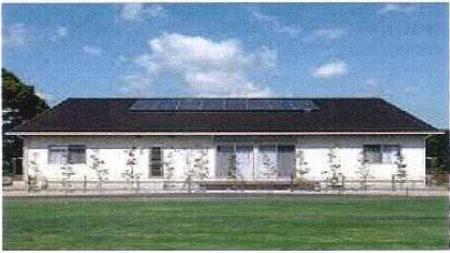


障害者施設整備費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2860

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	46,400	30,932	0	0	15,468

目的	社会福祉施設等の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、施設整備に要する補助金を交付することで社会福祉を増進する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人を在宅で介護する介護者の高齢化が進んでいる。 ・ 入所施設や病院から地域生活への移行のための住まいの場への需要が増加している。
事業内容	<p>1 補助単価 1施設あたり上限額 23,200 千円</p> <p>2 整備件数 2施設</p> <p>3 整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) エステルホーム 北区根洗町 創設 定員 5 人 事業者 (特非) トータルケアセンター ・ (仮称) くるみハイツⅡ 北区三幸町 創設 定員 4 人 事業者 (福) 復泉会
<p>グループホーム完成予定図</p> <p>※グループホーム</p> <p>利用者が地域において共同し、自立した生活を営むことができるように、食事の介護や相談などの日常生活上の援助を行うもの。</p> <p>(仮称) エステルホーム</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: left;"> <p>構造: 木造 2 階建て 開設予定: 平成 32 年 4 月</p> </div> </div> <p>(仮称) くるみハイツⅡ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: left;"> <p>構造: 木造平屋建て 開設予定: 平成 32 年 4 月</p> </div> </div>	

〈拡充〉高齢者緊急通報システム事業の見直し

健康福祉部高齢者福祉課
電話: 457-2789

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	31,131	0	0	1,958	29,173

目的	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時における連絡体制を確保することで不安を解消し、住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯は年々増加している。 同居家族が居る場合においても、心身の状況や家族の外出等の事情により、家族が不在の時間帯は実質的にひとり暮らし高齢者と同じ状況となっている。
事業内容	<p>平成31年度から、対象に75歳以上の昼間や夜間に高齢者のみとなる世帯を追加。</p> <p>1 内容 持病等により、健康上の不安を持つ人等に緊急通報システム機器を貸与する。</p> <p>2 対象者 次のいずれに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上のひとり暮らしで、疾病等により健康上の不安がある人 75歳以上のひとり暮らしの人（<u>昼間や夜間に高齢者のみとなる世帯を含む</u>） 75歳以上の支援が必要な高齢者世帯（<u>昼間や夜間に高齢者のみとなる世帯を含む</u>） <p>※平成31年度から下線部分を追加(拡充)</p> <p>3 自己負担 1台につき月額1,020円（市民税非課税世帯は無料）</p>

緊急通報システム事業のイメージ

緊急通報システムの緊急ボタンを押せば、市が委託した事業者(コールセンター)につながり、状況に応じてかけつけや救急車の出勤要請、緊急連絡先への連絡を行います。



注意事項

- ※アナログ回線以外の光回線等を利用されている場合、停電または回線が不安定な場合、機器の動作に支障が生じることがあります。
- ※回線によっては、設置できない場合があります。
- ※一部、かけつけができない地域があります。

〈新規〉医療機関等連携強化事業費助成事業

こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

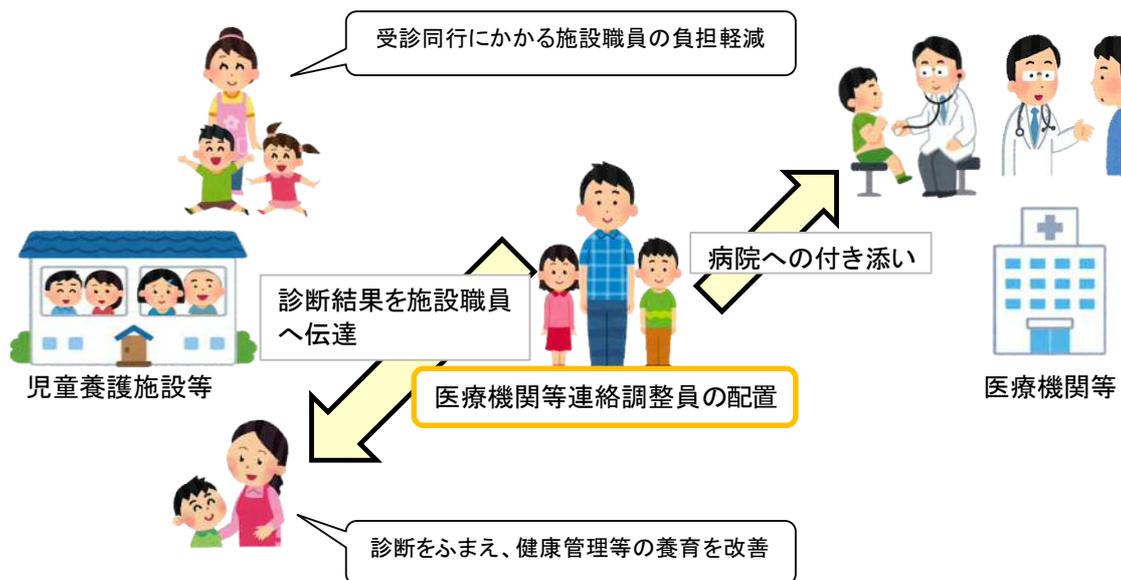
(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	7,684	3,840	0	0	3,844

※児童福祉施設専門機能強化助成事業(補助金)17,684千円の一部

目的	<p>児童養護施設等における継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受け入れを促進するため、医療機関等連絡調整員の配置を促し、施設の専門ケア体制の充実を図る。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等では、被虐待の影響や慢性的な疾患を抱える児童の入所が増えており、継続的な服薬管理や定期的な医療機関の受診のための支援が必要となっている。 通院付き添いや嘱託医との連携に係る施設職員の負担が増加している。
事業内容	<p>医療機関等との連絡調整を担う職員の配置に対する助成</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象施設 乳児院、児童養護施設 計4施設 補助基準額 1,921千円 補助額 補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない方の額

〈医療機関等連携強化事業費助成事業のイメージ〉



〈拡充〉産後ケア事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

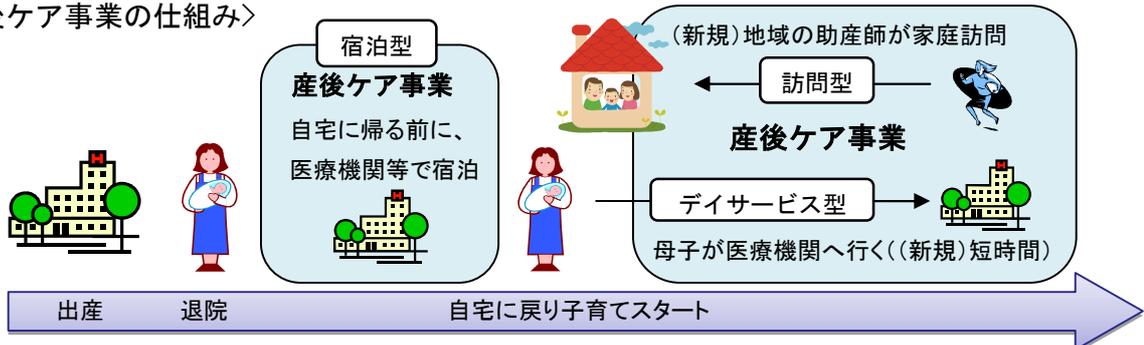
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	3,160	1,550	0	0	1,610

※地域子育て推進事業 14,925 千円の一部

目的	助産師等が中心となり、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。																			
背景	産婦の約 1 割が、医療機関等における育児手法の指導、授乳状況の確認 (3,000 円/1 時間) や助産師等による訪問指導の民間支援サービス (5,000 円~8,000 円/1 時間) を利用している。																			
事業内容	<p>出産後 4 か月未満の支援が必要な産婦を対象に、市内医療機関や助産所において、心身のケアや育児のサポート等を提供する。</p> <p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産後 4 か月未満で家族等から援助が受けられない産婦 ・ 出産後 4 か月未満で体調不良や育児不安のある産婦 ・ (拡充) 平成 31 年度から児童手当支給にかかる特例給付者を対象に追加 <p>2 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身のケア、育児サポート、育児に関する相談・指導等 (産後ケア) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援区分</th> <th>内容</th> <th>公費負担額 (上限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊型</td> <td rowspan="2">利用者が医療機関や助産所に宿泊し、支援を受ける。(デイサービスと併せて最大 7 日まで)</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">デイサービス型 (1 日)</td> <td rowspan="2">利用者が医療機関や助産所に来所し、支援を受ける。</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(新規) デイサービス型 (1~2 時間)</td> <td rowspan="2">利用者が医療機関や助産所に来所し、短時間の支援を受ける。</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(新規) 訪問型 (1~2 時間)</td> <td rowspan="2">助産師等が利用者の居宅を訪問し、保健指導、産後ケアを行う。</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>7,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上段: 市民税課税者、特例給付者、下段: 市民税非課税者</p>	支援区分	内容	公費負担額 (上限)	宿泊型	利用者が医療機関や助産所に宿泊し、支援を受ける。(デイサービスと併せて最大 7 日まで)	15,000 円	30,000 円	デイサービス型 (1 日)	利用者が医療機関や助産所に来所し、支援を受ける。	5,000 円	15,000 円	(新規) デイサービス型 (1~2 時間)	利用者が医療機関や助産所に来所し、短時間の支援を受ける。	4,000 円	6,000 円	(新規) 訪問型 (1~2 時間)	助産師等が利用者の居宅を訪問し、保健指導、産後ケアを行う。	4,000 円	7,000 円
支援区分	内容	公費負担額 (上限)																		
宿泊型	利用者が医療機関や助産所に宿泊し、支援を受ける。(デイサービスと併せて最大 7 日まで)	15,000 円																		
		30,000 円																		
デイサービス型 (1 日)	利用者が医療機関や助産所に来所し、支援を受ける。	5,000 円																		
		15,000 円																		
(新規) デイサービス型 (1~2 時間)	利用者が医療機関や助産所に来所し、短時間の支援を受ける。	4,000 円																		
		6,000 円																		
(新規) 訪問型 (1~2 時間)	助産師等が利用者の居宅を訪問し、保健指導、産後ケアを行う。	4,000 円																		
		7,000 円																		

〈産後ケア事業の仕組み〉



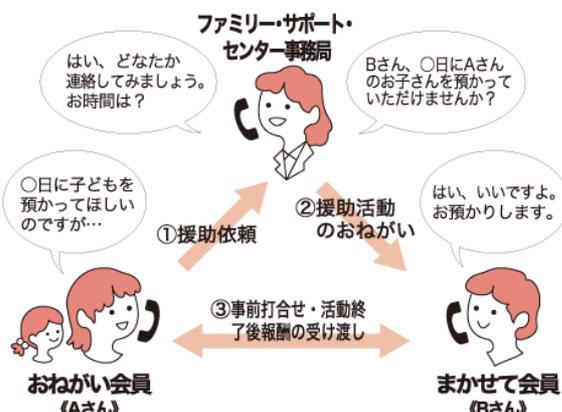
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	7,338	5,503	0	0	1,835

※地域子育て推進事業 14,925 千円の一部

目的	「幼児教育・保育の無償化」に伴い、平成 31 年 10 月以降、ファミリー・サポート・センターを利用する児童の保護者の負担を軽減する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立や教育・保育にかかる費用の負担が、子育て世代への大きな負担となり、少子化問題の一因となっている。 ・平成 31 年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」が開始される。
事業内容	<p>全額自己負担となっているファミリー・サポート・センター利用料について、平成 31 年 10 月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、無償化の対象となる児童の利用料を実績に応じて助成する。</p> <p>1 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性の認定事由に該当する 3 歳児～5 歳児 ・保育の必要性の認定事由に該当する住民税非課税世帯の 0 歳児～2 歳児 <p>2 補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 歳児～5 歳児 月額 3.7 万円 ・0 歳児～2 歳児（住民税非課税世帯） 月額 4.2 万円 <p>※補助限度額は、認可外保育施設等（認証、院内、ベビーシッター等）の利用料を含めた合算額</p>

〈ファミリー・サポート・センター利用の流れとしくみ〉



活動日	活動時間帯	1 時間当たりの利用料金
平日 (月～金)	午前 7 時～午後 7 時	700 円
	上記以外の時間帯	800 円
土日、祝日、 年末年始	午前 7 時～午後 7 時	800 円
	上記以外の時間帯	900 円

※年末年始 (12/29～1/3)

※きょうだい預かりの場合、2 人目からは半額

学習支援事業

こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	25,788	12,889	0	0	12,899

目的	ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難を抱える家庭の児童に対し、義務教育期からの学習支援を実施することにより、学習や進学に対する意欲を高め、貧困の連鎖を断ち切る。
背景	平成28年度に実施した生活実態調査等の結果、生活困窮群9.3%のうち約8割が身近な場所での学習支援を希望している。
事業内容	<p>学生、教員OB等のボランティアによる無料の個別学習指導を実施</p> <p>1 対象世帯 経済的事情や保護者の心身の状況により、家庭等での学習環境の確保が困難な世帯等</p> <p>2 対象児童 小学4年生から中学3年生までの子ども</p> <p>3 会場数 17会場（継続12会場、新規5会場）</p> <p>4 定員 435人（継続310人、新規125人）</p> <p>5 開催日数 週1回（2時間程度）</p>

《ボランティアによる学習指導の様子》



《区別の設置会場数》

区分	継続	新規 (予定)
中区	6	-
東区	1	1
西区	1	1
南区	1	1
北区	1	1
浜北区	1	1
天竜区	1	-
合計	12	5

〈新規〉高校生世代医療費助成事業

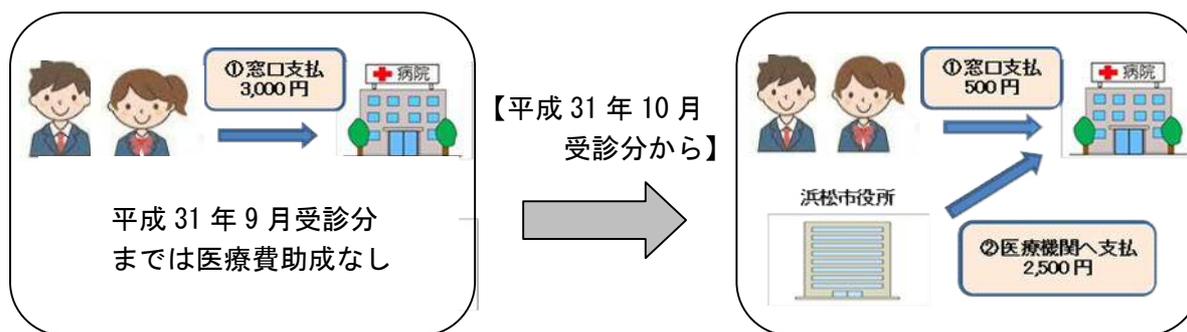
こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	199,100	21,885	0	0	177,215

目的	乳幼児から中学生までの子ども医療費助成に加え、新たに高校生年齢を対象とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策において、高校生の授業料免除等の子育て家庭への経済的支援が実施されている。 ・医療費助成についても、平成30年10月から、静岡県が政令市を除く県内市町を対象として、高校生までの医療費助成により子育て家庭への経済的支援の充実を図っている。
事業内容	<p>高校生世代に対する医療費助成を平成31年10月診療分から開始</p> <p>1 対象 中学校卒業から18歳年齢到達の年度末まで(約2.4万人) ※所得制限なし</p> <p>2 自己負担額 入院 1日500円 通院 1回500円 保険薬局 自己負担なし ※入院時の食事療養費、時間外診療等は助成対象外</p> <p>3 助成方式 市内受診 現物給付方式(利用者は自己負担額のみ支払う) 市外受診 償還払方式(利用者は窓口負担額を支払い、後日市が自己負担額を引いた額を利用者に助成)</p>

高校生世代の医療費助成のイメージ(現物給付)



(単位：千円)

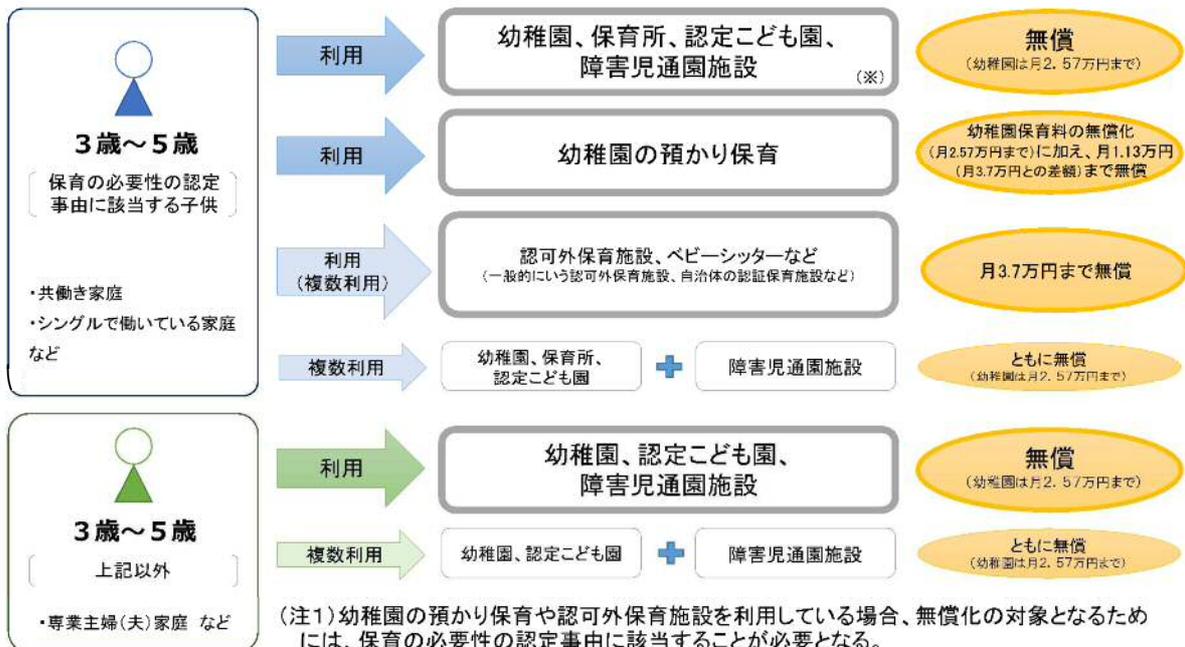
予算款	戦略計画 分野別計画	影響額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,128,729	2,469,923	0	△700,499	359,305

※関連課 子育て支援課（電話:457-2792）、健康福祉部障害保健福祉課（電話:457-2863）

目的	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、幼児教育の無償化に取り組み、保育所や幼稚園等の利用者負担の軽減を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立や教育・保育にかかる費用の負担が、子育て世代への大きな負担となり、少子化問題の一因となっている。 ・平成31年10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始される。
事業内容	<p>1 制度開始 平成31年10月1日</p> <p>2 制度概要 3歳児～5歳児、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児における幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用者負担を無償化</p>

出典：平成30年10月26日内閣府資料

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

（注2）上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る（ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける）。

（※）地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	12,474,555	7,796,950	0	883,748	3,793,857

目的	認定こども園、新制度私立幼稚園及び私立保育所に対して、運営に要する経費を給付することにより、施設を利用する児童が健やかに成長するよう支援する。
背景	平成31年10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始される。
事業内容	<p>子ども・子育て支援新制度の「施設型給付費」による認定こども園、新制度私立幼稚園、私立保育所に対する財政支援</p> <p>1 施設型給付費 12,471,735 千円 (1) 概要 ・ 特定教育・保育に通常要する費用を給付 ・ 平成31年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、3歳児～5歳児、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の利用者負担額（保育料）を、従来の費用に加え、公費にて負担（影響額718,551千円） (2) 対象 認定こども園、新制度私立幼稚園及び私立保育所 (3) 負担割合 国1/2、県1/4、市1/4</p> <p>2 実費徴収に係る補足給付費 2,820 千円 (1) 概要 生活保護世帯に属する児童が特定教育・保育の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収額の一部を助成 (2) 対象 認定こども園、新制度幼稚園及び私立保育所 (3) 負担割合 国1/3、県1/3、市1/3</p>

・施設数、定員の推移

(各年4月1日現在)

施設種別	施設数(園)			定員(人)		
	H31	H30	増減	H31	H30	増減
認定こども園	63	57	6	9,790	8,926	864
私立保育所	40	40	0	4,310	4,490	△180
新制度私立幼稚園	1	1	0	300	300	0
合計	104	98	6	14,400	13,716	684

特定地域型保育事業所運営事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2118

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	1,612,124	1,150,435	0	0	461,689

目的	小規模保育事業、事業所内保育事業に対して、運営に要する経費を給付することにより、施設を利用する児童が健やかに成長するよう支援する。																																									
背景	平成31年10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始される。																																									
事業内容	<p>子ども・子育て支援新制度の「地域型保育給付」による、小規模保育事業、事業所内保育事業に対する財政支援</p> <p>1 地域型保育給付費 1,612,034 千円 (1) 概要 ・ 特定地域型保育に通常要する費用を給付 ・ 平成31年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、3歳児～5歳児、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の利用者負担額（保育料）を、従来の費用に加え、公費にて負担（影響額20,655千円） (2) 対象 小規模保育事業、事業所内保育事業 (3) 負担割合 国1/2、県1/4、市1/4</p> <p>2 実費徴収に係る補足給付費 90 千円 (1) 概要 生活保護世帯に属する児童が特定地域型保育の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収額の一部を助成 (2) 対象 小規模保育事業、事業所内保育事業 (3) 負担割合 国1/3、県1/3、市1/3</p>																																									
	<p>・ 施設数、定員の推移</p> <p style="text-align: right;">(各年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="3">施設数（園）</th> <th colspan="3">定員（人）</th> </tr> <tr> <th>H31</th> <th>H30</th> <th>増減</th> <th>H31</th> <th>H30</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模保育事業A型</td> <td>34</td> <td>30</td> <td>4</td> <td>522</td> <td>465</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業 (定員20人以上・保育所基準)</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>425</td> <td>407</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業 (定員19人以下・小規模A型基準)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>51</td> <td>46</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43</td> <td>39</td> <td>4</td> <td>998</td> <td>918</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	施設数（園）			定員（人）			H31	H30	増減	H31	H30	増減	小規模保育事業A型	34	30	4	522	465	57	事業所内保育事業 (定員20人以上・保育所基準)	6	6	0	425	407	18	事業所内保育事業 (定員19人以下・小規模A型基準)	3	3	0	51	46	5	合計	43	39	4	998	918	80
施設種別	施設数（園）			定員（人）																																						
	H31	H30	増減	H31	H30	増減																																				
小規模保育事業A型	34	30	4	522	465	57																																				
事業所内保育事業 (定員20人以上・保育所基準)	6	6	0	425	407	18																																				
事業所内保育事業 (定員19人以下・小規模A型基準)	3	3	0	51	46	5																																				
合計	43	39	4	998	918	80																																				

〈拡充〉 認証保育所等利用者助成事業

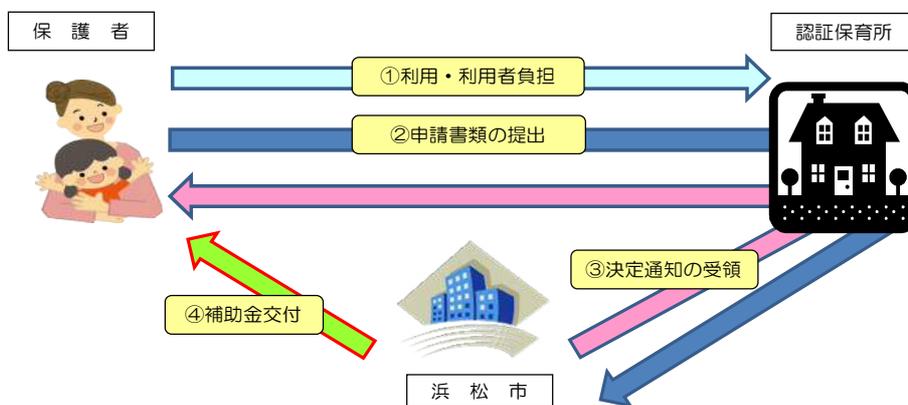
こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2118

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	149,828	63,591	0	0	86,237

目的	認証保育所の利用促進による保育所等利用待機児童の解消及び「幼児教育・保育の無償化」による認証保育所や認可外保育施設等の利用者負担の軽減を図る。																												
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立や教育・保育にかかる費用の負担が、子育て世代への大きな負担となり、少子化問題の一因となっている。 ・平成31年10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始される。 																												
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・(現行) 認証保育所を利用する0歳児～2歳児の利用者負担に対し補助金を交付 ・(平成31年10月～) 現行対象者に加え、保育の必要性の認定事由に該当し、認証保育所や認可外保育施設等を利用する3歳児～5歳児等の利用者負担に対し補助金を交付 <p>1 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証保育所 (I類、II類) 13施設 ・認可外保育施設等 (事業所内、院内等) 56施設 (平成30年12月時点) <p>2 補助対象、補助額 (月額上限)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">施設種別</th> <th style="background-color: #fce4d6;">区分</th> <th style="background-color: #fce4d6;">現行</th> <th style="background-color: #fce4d6;">平成31年 10月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">認証保育所</td> <td>0～2歳児</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>うち住民税非課税世帯</td> <td>20,000円</td> <td>※42,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3～5歳児</td> <td>—</td> <td>※37,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">認可外保育施設等</td> <td>0～2歳児</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うち住民税非課税世帯</td> <td>—</td> <td>※42,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3～5歳児</td> <td>—</td> <td>※37,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「幼児教育・保育の無償化」に伴うもの (影響額 84,788千円)</p>			施設種別	区分	現行	平成31年 10月～	認証保育所	0～2歳児	20,000円	20,000円	うち住民税非課税世帯	20,000円	※42,000円		3～5歳児	—	※37,000円	認可外保育施設等	0～2歳児	—	—	うち住民税非課税世帯	—	※42,000円		3～5歳児	—	※37,000円
施設種別	区分	現行	平成31年 10月～																										
認証保育所	0～2歳児	20,000円	20,000円																										
	うち住民税非課税世帯	20,000円	※42,000円																										
	3～5歳児	—	※37,000円																										
認可外保育施設等	0～2歳児	—	—																										
	うち住民税非課税世帯	—	※42,000円																										
	3～5歳児	—	※37,000円																										

(現行) 認証保育所利用者助成イメージ図 (0～2歳児)



保育所等利用待機児童の解消

こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2118

(単位：千円)

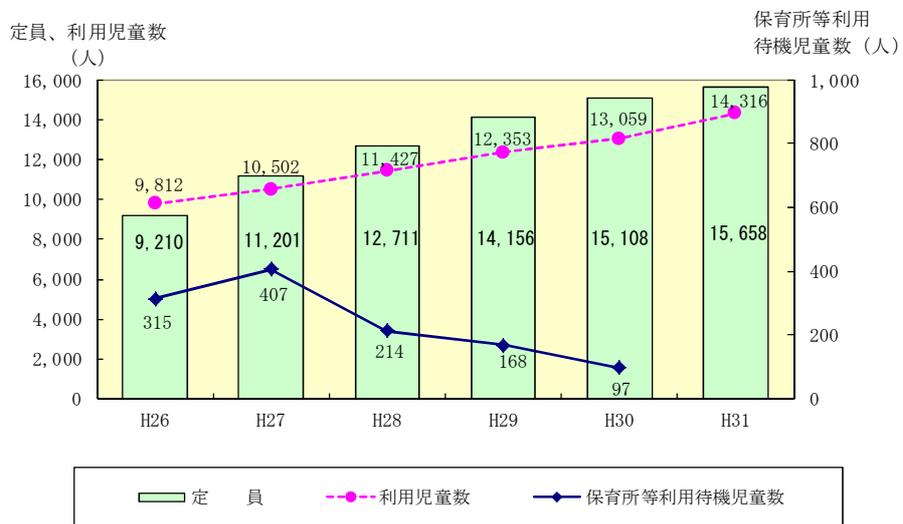
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	子育て・教育	1,148,188	920,328	0	0	227,860

※私立保育所等施設整備費助成事業（補助金）903,419 千円、認証保育所等利用者助成事業（補助金）149,828 千円の一部、私立幼稚園教育振興助成事業（補助金）305,921 千円の一部の合計

目的	私立保育所等の創設や増改築等による定員拡大をはじめとした様々な施策により、保育所等利用待機児童を解消する。					
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の推進や働き方改革による就労形態の多様化などから保育需要は年々増加。 ・平成30年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は97人。 					
事業内容	<p>1 保育所等の定員数 平成31年度の定員増の見込み 550人（H30：15,108人→H31：15,658人）</p> <p>（1）特定教育・保育施設（認定こども園、保育所） H31：14,660人（H30：14,190人） 470人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備による定員増 530人増 （内訳：創設6園500人増、増築1園30人増） ・施設整備を伴わない定員改正による定員増 10人増 ・浜松市立鹿島保育園の廃園による定員減 70人減 <p>（2）特定地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業） H31：998人（H30：918人） 80人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設による定員増 53人増 （内訳：新設4施設53人増） ・施設整備を伴わない定員改正による定員増 27人増 <p>2 待機児童解消の具体的施策</p> <p>（1）保育所等の整備 私立保育所等施設整備費助成事業 903,419千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合 国2/3、市1/12、事業者1/4 ・整備箇所（平成32年4月開設予定） 					
	No.	計画地	施設種別	施設名	整備区分	定員(人)
	1	鴨江三丁目	保育所	愛恵保育園	増改築	70⇒80
	2	中区 西伊場町	保育所	(仮) どんぐり第3保育園	創設	110
	3	田町	保育所	(仮) はままつ保育園	創設	110
	4	西区 篠原町	保育所	(仮) チャイルドスクエア 浜松篠原町	創設	60
	5	雄踏町 宇布見	認定こども園	(仮) ちゅうりっぷこども園	増改築	60⇒70
	6	北区 初生町	保育所	たんぽぽ保育園	増改築	120⇒130
	合計					310 増

- (2) 認証保育所の利用者に対する助成
 認証保育所利用者助成事業の一部 65,040 千円 (13 施設、延 3,252 人)
 ・ 0 歳児～2 歳児の利用者負担に対する補助金
- (3) 私立幼稚園等が実施する幼稚園型一時預かり事業等の推進
 私立幼稚園教育振興助成事業の一部 179,729 千円
 ・ 幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園等 58 園に対する補助金
 ・ 預かり保育を実施する私立幼稚園 38 園に対する補助金
- (4) 市立幼稚園における幼稚園型一時預かり事業の実施
 ・ 市立幼稚園 23 園において、降園後 16 時 30 分まで実施
 ・ 早朝預かりや 16 時 30 分以降の預かりは、幼稚園ごとの保護者ニーズや職員配置等を踏まえて実施

浜松市の保育施設定員・利用児童数・保育所等利用待機児童数の推移



※待機児童数等は各年度 4 月 1 日現在、平成 31 年度入所児童数は見込み

《保育中の様子》



保育施設利用申込一斉受付の見直し

こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2118

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	449	0	0	0	449

※保育事業運営経費 56,648 千円の一部

目的	保育施設利用申込受付の一部期間について、商業施設での一斉受付を行うことにより、駐車場の確保や待ち時間の不便を解消し、市民サービスの向上につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・4月入園の保育施設利用申込みは、例年11月下旬に、第1希望の施設が所在する各区役所において、一斉受付を行っている。 ・利用申込みの多い区では、2時間を超える受付待ち時間が生じる日があるほか、駐車場の混雑が発生している。
事業内容	<p>平成31年11月に実施する平成32年4月入園分の保育施設利用申込について、区役所での受付に加え、試験的に市内の商業施設で一斉受付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設では、利用申込者の住所や施設の所在地に関係なく受付する。 ・一斉受付期間のうち一部期間において、駐車場の確保ができ、待ち時間を有効に使える商業施設で実施する。 <p><受付会場として想定している商業施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イオンモール浜松市野（東区） ・イオンモール浜松志都呂（西区） ・プレ葉ウォーク浜北（浜北区）

保育施設利用申込一斉受付イメージ図



※第1希望施設の所在する区の区役所に申込み

※保護者は、①もしくは②の受付会場で申込み

〈拡充〉介護職員キャリアアップ支援事業

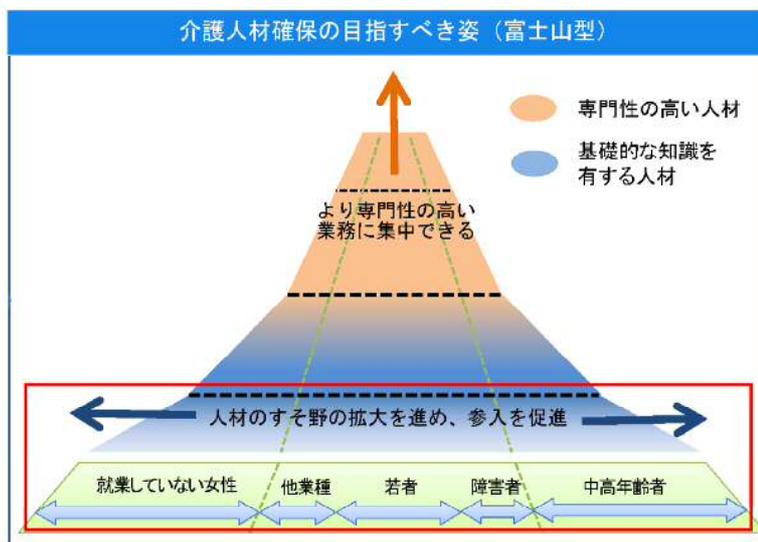
健康福祉部介護保険課
電話: 457-2862

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	12,190	0	0	0	12,190

※介護人材確保対策事業 19,275 千円の一部

目的	市内における介護人材の増加及び定着を図るため、介護職員等の資格取得を支援し、今後の介護サービスに対する需要の増加に対応する介護人材を確保する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口の増加に伴う介護サービス利用者の増加に伴い、介護サービスの需要増に対応するため、介護人材の確保が急務である。 ・平成 29 年度から地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、「総合事業訪問介護（緩和）」を創設したが、担い手となる者が少なく、事業所数が増えていない。
事業内容	<p>市内に住所を有し、市内介護サービス事業所に3か月以上勤務する介護職員等が次の研修を修了した場合に、奨励金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護職員初任者研修 5万円/人 訪問介護員等（ホームヘルパー）の確保 2 実務者研修 10万円/人 訪問介護員等（ホームヘルパー）の上級資格取得を支援 3 介護支援専門員更新研修 12万円/人 北区の一部及び天竜区に勤務する介護支援専門員の確保 4 （新規）生活援助従事者研修 2.5万円/人 訪問介護における生活援助（調理・洗濯・掃除等）従事者の確保 5 （新規）主任介護支援専門員研修 10万円/人 居宅介護支援事業所への主任介護支援専門員の配置義務化に対する支援 ※主任介護支援専門員が未配置の居宅介護支援事業所に勤務する者に限る。



介護サービス提供基盤整備費助成事業

健康福祉部介護保険課
電話:457-2787

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	444,648	444,648	0	0	0

目的	介護医療院の整備により、長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を提供する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 介護療養病床の平成23年度末での廃止決定 ・平成23年度 介護療養病床の廃止・転換期限を平成29年度末まで延長 ・平成30年度 介護医療院の制度を創設するとともに、介護療養病床の廃止・転換期限を平成35年度末まで延長
事業内容	<p>地域の実情に応じた介護サービス提供に係る体制の整備の促進を図るため、介護療養型医療施設等から介護医療院等へ転換する事業者に対し、施設整備等に係る補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象施設 介護療養型医療施設・介護療養型老人保健施設から介護医療院等への転換施設 2 補助対象経費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設整備 介護療養病床の転換のための施設の創設・改築・改修に必要な工事経費等 (2) 開設準備 介護療養病床の転換のための開設準備に必要な備品購入費、職員募集経費等 3 補助単価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設整備 創設193万円/床、改築239万円/床、改修96.4万円/床 (2) 開設準備 20万円/床 4 整備件数 3施設(382床) 5 財源 県10/10 県が管理する地域医療介護総合確保基金を財源とする補助金を活用



介護医療院

(介護医療院のロゴマーク)

■介護医療院とは

介護医療院は、平成30年4月から創設された長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ方を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設。

〈新規〉自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業

健康福祉部健康医療課
電話:453-6178

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	2,223	0	0	2,223	0

※（新規）救急医療推進事業 2,223 千円

目的	平成 30 年度に作成した「浜松市 AED の設置・管理・情報提供に関するガイドライン」（以下ガイドラインと表記）の周知啓発を図り、市民に対して適切に管理された AED の設置情報等を提供することにより、本市における救急医療体制の充実を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ AED は既に多くの施設に設置されているが、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止する必要がある。 ・ AED の設置は届出不要であるため、民間施設に設置されている AED の正確な設置情報を把握できていない。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイドラインの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ AED マップ（一般財団法人日本救急医療財団）登録事業者や AED 取扱業者へガイドライン及び AED 設置に関する届出制度を周知する。 2 届出制度を創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに基づき AED マップ登録事業者に対し、AED ステーション（公開用 AED 設置リスト）への設置情報の登録を依頼。 ・ 登録事業者にはガイドラインや AED 設置ステッカーを送付し適正管理を依頼するとともに、AED マップの登録情報確認・修正も依頼。 3 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市ホームページ上で AED ステーションへの登録情報を公開

AEDマップ（一般財団法人日本救急医療財団）



〈拡充〉 医療救護訓練等開催事業

健康福祉部健康医療課
電話: 453-6178

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	980	0	0	0	980

※災害時医療救護対策推進事業 13,533 千円の一部

目的	大規模災害に備え、医療関係機関、自治会・自主防災隊、行政により訓練を実施し、医療救護体制の連携強化を行う。					
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年から浜松市医師会と共催で年1回、市内の応急救護所（小・中学校）で実施し、例年300人を超える医療関係者や、8~10自治会が訓練に参加している。 訓練には会場周辺での駐車場の確保が必須であり、駐車場の確保ができない地域での訓練は実施できず、参加地域が限定されている。 					
事業内容	<p>医療救護訓練等の開催 多くの自治会が参加できるように訓練会場の変更を行うとともに、訓練内容を拡充し、医療救護訓練及び救急蘇生訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会場：産業展示館 参加予定人数：400人（20自治会） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 搬送訓練（自治会） 応急処置訓練（自治会） トリアージ訓練（医師会等） 応急救護所運営訓練（医師会等） デンタルチャート作成訓練 (歯科医師会) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 搬送訓練（自治会） 応急処置訓練（自治会） トリアージ訓練（医師会等） 応急救護所運営訓練（医師会等） デンタルチャート作成訓練 (歯科医師会) 救急蘇生訓練（消防局）※ スモークハウス体験（消防局）※ </td> </tr> </tbody> </table> <p>※今回から実施予定の訓練</p>		変更前	変更後	<ul style="list-style-type: none"> 搬送訓練（自治会） 応急処置訓練（自治会） トリアージ訓練（医師会等） 応急救護所運営訓練（医師会等） デンタルチャート作成訓練 (歯科医師会) 	<ul style="list-style-type: none"> 搬送訓練（自治会） 応急処置訓練（自治会） トリアージ訓練（医師会等） 応急救護所運営訓練（医師会等） デンタルチャート作成訓練 (歯科医師会) 救急蘇生訓練（消防局）※ スモークハウス体験（消防局）※
変更前	変更後					
<ul style="list-style-type: none"> 搬送訓練（自治会） 応急処置訓練（自治会） トリアージ訓練（医師会等） 応急救護所運営訓練（医師会等） デンタルチャート作成訓練 (歯科医師会) 	<ul style="list-style-type: none"> 搬送訓練（自治会） 応急処置訓練（自治会） トリアージ訓練（医師会等） 応急救護所運営訓練（医師会等） デンタルチャート作成訓練 (歯科医師会) 救急蘇生訓練（消防局）※ スモークハウス体験（消防局）※ 					



【トリアージ訓練の様子】



【搬送訓練の様子】

〈新規〉児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業

健康福祉部精神保健福祉センター
電話: 457-2709

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	6,000	0	0	0	6,000

※精神保健福祉推進事業 7,540 千円の一部

目的	児童青年期における精神疾患の予防推進のため、精神医学に基づく専門的技術の提供支援を通じて、子どものメンタルヘルス向上を支援する人材の育成を図る。
背景	未成年の精神外来受診者の比率が高く、学校現場や地域における予防段階での対応力の向上が求められている。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育領域への技術支援 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー対象研修における技術指導 (約 20 人を対象に 2 回以上) ・学校教職員を対象とした研修会における技術指導 (約 40 人を対象に 1 回以上) 2 医療・福祉領域への技術支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉支援機関への訪問、助言指導 (随時) 3 家庭領域への技術支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポート講座 (1 回完結型研修) のプログラム作成および講師派遣 4 教育・医療・福祉の連携体制支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市が主催する地域支援体制整備検討会議等への参画 (2 回)



スクールカウンセラー
対象研修の様子

〈拡充〉 自殺対策推進事業	健康福祉部健康医療課	精神保健福祉センター
	電話: 453-6178	電話: 457-2709

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	32,181	16,284	0	6,000	9,897

※自殺対策推進事業（健康医療総務費）2,874 千円、自殺対策推進事業（精神保健福祉センター費）29,307 千円の合計

目的	浜松市の自殺者減少を目指し、自殺リスクの高い人への対策や安心して暮らせるための包括的な支援体制の充実を図る。
背景	第三次浜松市自殺対策推進計画では、平成 34 年の 10 万人当たりの自殺死亡率を 12.0 以下と目標を設定し、自殺者が一人でも少なくなることを目指している。
事業内容	<p>1 包括的支援（健康医療課）</p> <p>(1) 自殺対策における多職種連携支援事業 2,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携推進のための事例報告会開催 ・自殺のハイリスク者支援のケーススタディを実施及び検証 ・社会人や学生対象の研修会開催による自殺予防の啓発活動を強化 <p>2 個別的支援（精神保健福祉センター）</p> <p>(1) 自殺未遂者支援事業 2,155 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20 歳未満の自殺未遂者への訪問相談支援や関係支援機関による連携会議の開催 <p>(2) 子どものこころの健康づくり事業 1,953 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学 4 年生のストレス対処教室や中学教職員の思春期メンタルヘルス研修の実施 ・（新規）保護者を対象としたペアレント・プログラム（全 6 回講座）の実施 <p>(3) 外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業 9,946 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語での相談や精神科受診時の通訳派遣の実施 <p>(4) 中山間地域訪問相談支援事業 12,394 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域における精神障がいのある方やその家族に対する訪問相談支援の実施 <p>(5) いのちをつなぐ手紙事業 1,884 千円</p>



第三次浜松市自殺対策推進計画

基本理念

孤立を防ぐ ～ひとりじゃないよ、大丈夫。～

重点施策

- 1 安心して暮らすための包括的支援の充実
- 2 若年層・働き盛り世代への対策の充実
- 3 多職種連携によるセーフティネットの強化



〈拡充〉女性の健康相談事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	2,731	1,365	0	0	1,366

※母子相談事業 26,682 千円の一部、不妊治療費等支援事業 236,096 千円の一部の合計

目的	生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産などの内容に応じた相談体制を強化し、妊娠に悩むなど受診につなげる必要がある女性や不妊に悩む夫婦等に対する支援体制を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 本市では「はままつ女性の健康相談専用ダイヤル（以下専用ダイヤルと表記）」を設置し、女性のライフステージに応じた健康相談機能の充実を図ってきた。 近年、不妊に関する相談が増加しており、不妊相談に対応するため体制整備が必要である。
事業内容	<p>1 女性の健康支援事業 2,505 千円 思春期、妊娠、出産、子育て、更年期等女性の各ライフステージに応じた相談等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> （拡充）助産師が専用ダイヤル及び専用メールにより相談対応。不妊相談対応のため、相談対応時間を週3日から週5日へ拡充。 （新規）妊婦受診支援 予期せぬ妊娠など特に支援が必要な妊婦に対し、早期からの支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。 <p>2 （新規）不妊専門相談センター 226 千円 ・不妊に関する専門的な相談に対応するため、医師による予約制の面接相談を開催。</p>

女性の健康相談事業



女性の相談員（助産師又は保健師）が専用ダイヤル及び専用メールにより、相談対応します。



不妊に関する専門的な相談について、医師による面接相談を開催します。

(単位: 千円)

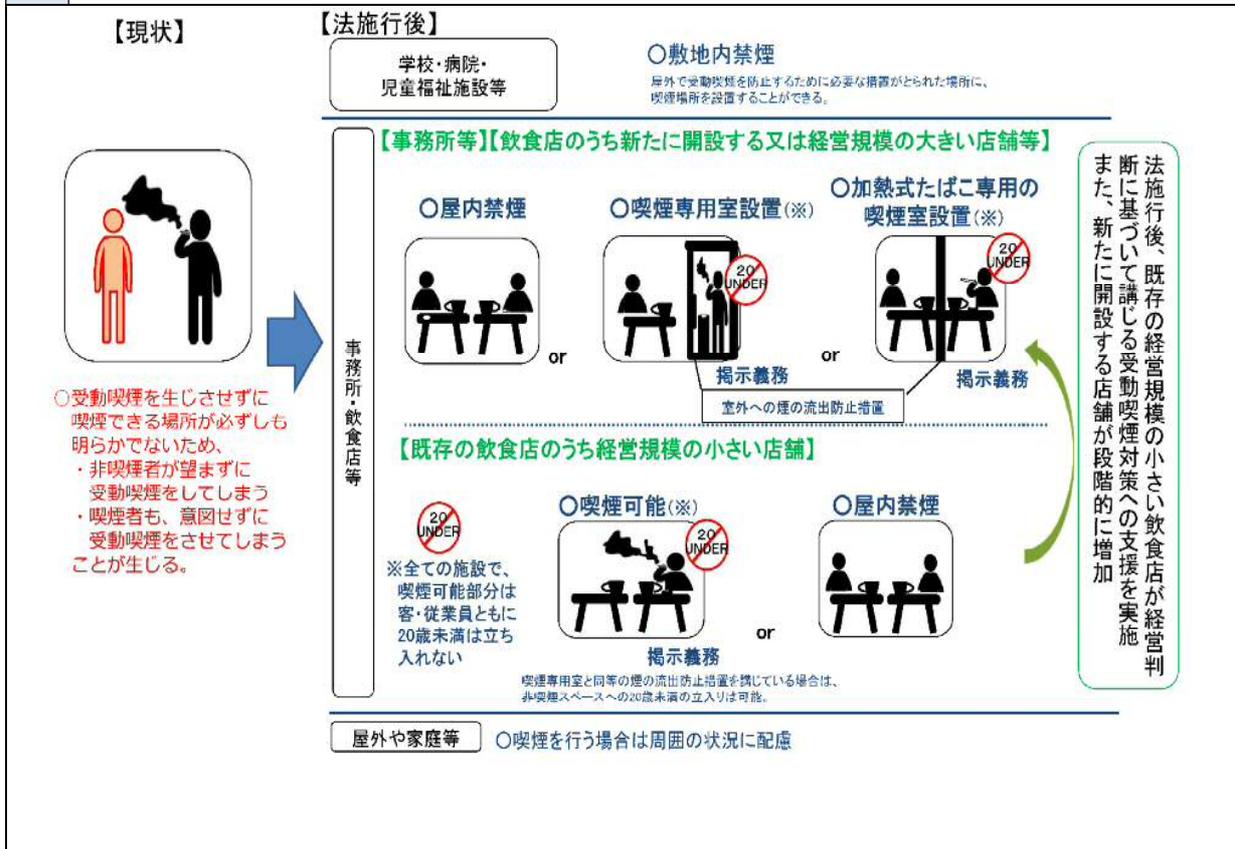
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,718	1,248	0	0	2,470

目的	市民の食を通じた健康意識を向上させ、望ましい食習慣を実践できるよう、食育を推進する関係団体等と連携し、地域における食を通じた健康づくり活動を推進する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次浜松市食育推進計画の評価結果において、食事バランスの偏りや野菜の摂取不足、食塩を控えるなどの食習慣について課題が残り、糖尿病予備群が多い状況にある。 ・第3次浜松市食育推進計画では、目標のひとつである「食に関する環境づくり」において、企業、団体と連携した食育の推進を取り組みの方向性として掲げている。
事業内容	<p>1 食育活動支援事業 市民の食を通じた健康づくりを推進するため、地域で食を通じた健康づくりを推進する食育ボランティア活動の支援及びスキルアップのための研修会を開催する。</p> <p>2 はままつ食de元気応援店事業 (1) はままつ食de元気応援店協力店舗の拡充及び市民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット、飲食店、コンビニエンスストア等の食品関連事業者と連携し、「減塩」や「野菜摂取」など食を通じて健康づくりを支援し、協力店舗の拡大に取り組む。 ・協力店舗であることがわかる目印ステッカー等を作成し、店舗に表示してもらうとともに、ちらし等で市民に周知する。 ・登録店舗数 平成30年度(12月末時点) 243店舗 <p>(2) 啓発活動 市民の健康意識の向上と糖尿病等の生活習慣病予防を図るため、店舗と協働で市民への啓発活動を実施。</p>
【見本】	<p>このステッカーが目印</p>
	<p>協力店舗に掲示</p> <p>取り組み内容</p>

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	4,308	2,154	0	0	2,154

目的	市民の命と健康を守るため、受動喫煙に関する知識の普及及び受動喫煙の防止に関する意識の啓発等を通じ、望まない受動喫煙が生じない社会環境の整備の推進を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、健康増進法の一部を改正し、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所以外で喫煙を禁止する義務規定を設けた。 ・県は、平成30年10月23日に静岡県受動喫煙防止条例を公布し、飲食店において、禁煙、分煙、喫煙可のいずれかの標識を義務付けた。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 受動喫煙防止に関する普及啓発 市民や事業主等を対象に、チラシ及びポスター等を作成し、受動喫煙による健康影響等について普及啓発を行う。 2 相談業務 市民や事業所等からの受動喫煙に関する相談対応を行い、必要時、出張相談で対応する。

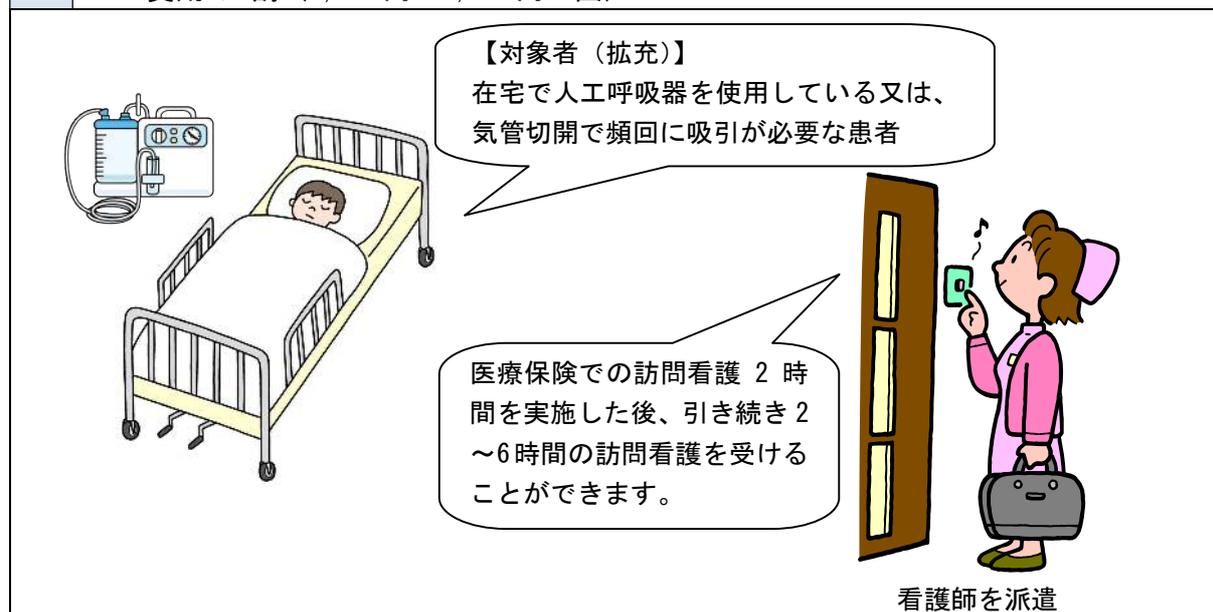


(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,950	975	0	0	975

※難病患者等支援事業 810,440 千円の一部

目的	特定疾患患者及び指定難病患者等に対して、居宅への訪問看護を実施するための費用の一部を助成し、介護に従事している患者家族の介護負担の軽減を図る。
背景	本事業は介護家族の負担軽減を目的に人工呼吸器を 24 時間継続して使用する者に限り実施している。
事業内容	<p>難病患者等の在宅で人工呼吸器を使用する者を介護する家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションの看護師の派遣を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者の拡充 在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開で頻回に吸引が必要な患者（現行：在宅で気管切開をした侵襲性人工呼吸器を24時間継続して使用している患者） 2 利用時間 医療保険で訪問看護2時間を実施した後、引き続き2～6時間の訪問看護 3 利用回数 利用回数上限 年24回 4 自己負担額 費用の1割（1,330円～3,410円／回）



〈拡充〉成人予防接種事業の拡大

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,150,759	165,167	0	0	985,592

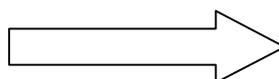
目的	高齢者等を対象とした予防接種を実施することにより、個人の発病又は重症化を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「定期接種実施要領」の一部改正（平成29年12月26日施行）により、実費の徴収に関して、市民税課税状況や生活保護世帯又は中国残留邦人の支援給付の受給の有無を勘案して判断するよう明記された。 ・大都市圏を中心に、風しん患者数の増加が続いており、国は風しんの感染防止対策として、抗体保有率の低い39歳から56歳の男性に対する、抗体検査とワクチン接種を組み合わせ対応する方針を平成30年12月に決定した。
事業内容	<p>1 （拡充）高齢者を対象とした予防接種事業 691,152千円 「生活保護受給世帯に属する者」「中国残留邦人」に加えて、新たに「市民税非課税世帯に属する者」を無料対象者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者インフルエンザ（自己負担額1,600円→無料） ・高齢者用肺炎球菌（自己負担額4,500円→無料） <p>2 （拡充）風しんに関する対策事業 459,607千円 妊娠を希望する女性や妊娠している女性の同居家族に加えて、新たに抗体保有率の低い世代の男性に対して抗体検査を実施し、検査結果が陰性だった者に風しんの予防接種を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性 ・自己負担額 無料 ・実施期間 平成31年2月～平成34年3月

風しんに関する対策事業



風しん抗体検査

抗体検査の結果、陰性



風しん予防接種

〈新規〉元気リーダー育成事業

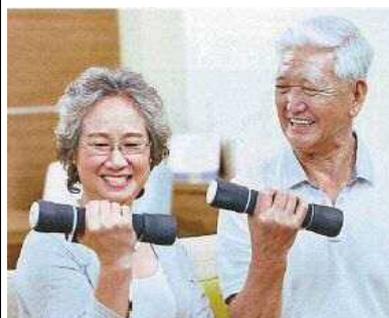
健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,756	0	0	0	1,756

※健康づくり推進事業 17,842 千円の一部

目的	健康寿命の延伸のため、市民の健康増進の担い手となって活動する元気リーダーを育成し、市民主体の健康増進の気運の醸成を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸のためには、運動や食事などの生活習慣について個人が管理することに加え、運動等を継続しやすい環境づくりが大切である。 静岡県の研究では、運動や社会参加の有無は、死亡率の低下に強く影響しているとの結果がある。
事業内容	<p>1 元気リーダー育成講座 地域の中で、地域住民に対し健康づくりに関する活動を継続的に指導や普及促進できる人材を育成する。</p> <p>(1) 対象者 60歳代の市民 (2) 募集人数 30人程度 (3) 講座内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動・食事管理の方法や注意事項等の基礎知識 リーダーとして活動する際に必要なコーチング等の実施方法 <p>2 普及促進 元気リーダーが育成講座で学んだ内容を、地域の中で活動する健康増進団体等に普及する。</p>



※写真はイメージです